

## **[事案 30-91] 年金開始日変更請求**

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

担当者らの誤説明等を理由に、年金開始日の変更を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 62 年 12 月に契約した養老保険について、満期保険金の受取方法として年金支払いを選択し、年金保険に申込みをしたが、満期日が保険会社の非営業日であったため、年金開始日が翌営業日となった。しかし、以下の理由により、年金開始日を、年金保険の一時払保険料の充当日（翌営業日）ではなく、養老保険の満期日（非営業日）としてほしい。

- (1)年金保険の一時払保険料である養老保険の満期保険金（以下、「年金資金」という）は、満期日に保険会社にあったのであるから、同日が年金開始日になる。
- (2)複数の担当者から、年金開始日は養老保険の満期日（非営業日）となる等の説明を受けた。
- (3)年金保険の約款は交付されたが、内容について何の説明も受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年金資金が、養老保険の満期日（非営業日）時点で当社にあったことは認めるが、これを年金保険の一時払保険料に充当したのは翌営業日であるため、年金開始日も同日になる。
- (2)担当者らが、申立人の主張する説明をした事実はない。
- (3)担当者は約款を事前に手交している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、担当者らが誤説明したとは認められず、年金開始日の変更は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。